

鹿児島工業高等専門学校ハラスメント防止・対策委員会要項

平成 24 年 12 月 21 日

校 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、鹿児島工業高等専門学校ハラスメントの防止等に関する規則（以下「防止規則」という。）第 7 条第 3 項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校ハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐（学生主事）及び校長補佐（寮務主事）
- (4) 学生何でも相談室長
- (5) 事務部長
- (6) 総務課長及び学生課長
- (7) 看護師
- (8) 防止規則第 10 条第 5 項及び第 6 項に定める者のうち、校長が必要と認めた者

(委員会の任務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止及び排除のための基本方針の策定に関すること。
- (2) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (3) ハラスメントの相談体制の整備等に関すること。
- (4) ハラスメントの再発防止策に関すること。
- (5) ハラスメントに係る処分等の審議等に関すること。
- (6) ハラスメントに関する被害の救済、環境改善措置等に関すること。
- (7) その他ハラスメントの防止・排除等に関し必要な事項

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数により成立する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課人事係において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。